

奈良県新型コロナウイルス感染症対策緊急支援事業補助金の
事業完了にかかる実績報告について

「完了していない事業」として申請をしていただいた方は、「事業実施期間内」に**事業が完了(納品・設置、支払が全て完了)**した後、**30日以内に所定の様式に記入していただき、事業完了の報告を提出**していただく必要があります。(最終の受付日は、令和2年12月15日(火)消印有効)

(今後の手続き予定はこちらを参照)

つきましては、以下の内容にご注意いただき、完了後速やかにご提出いただきますようお願いいたします。また、提出書類の不足や補正が必要な場合、再提出や差し替えをお願いする場合がございます。全書類到着後、内容を精査し、その結果をもって「**額の確定通知書**」にて、**交付額を決定**いたします。「額の確定通知」を受け取り後、「**補助金交付請求書**」を「**額の確定通知**」に記載した期日(当日消印有効)までに**提出**してください。請求書の提出がないと補助金を支払うことができません。ご注意ください。

今後の手続き内容

手 続 き 内 容	業 務 担 当 者
① 交付決定通知 (最終の交付額ではありません) ↓ *実施期間延長が必要な場合【補助事業期間延期願出書】を県内中小企業者等(事業実施者)が 提出	奈良県地域産業振興センターにて 発行
② 事業が完了したら30日以内に実績報告を提出 ↓ 1)実績報告書(第9号様式) 2)事業結果概要書(その2)兼収支決算書(第10号様式) 3)経費の精算根拠が確認できる書類 4)チェックリスト(その2)実績報告書	県内中小企業者等(事業実施者)が 作成、提出
③ 提出書類の審査 ↓	奈良県地域産業振興センターにて 審査
④ 額の確定通知 (最終の交付額決定) ↓	奈良県地域産業振興センターにて 発行
⑤ 補助金請求書を提出 ↓ 額の確定通知に記載した期日(当日消印有効)までに提出 してください。 届かない場合はお支払請求の「意思なし」とみなされます	県内中小企業者等(事業実施者)が 提出
⑥ 補助金の支払い	奈良県地域産業振興センタより 送金

■交付申請時に提出した「事業計画書」に記載の「事業実施(予定) 期間」内に事業を完了(支払まで完了)してください。(事業完了とは、納品・設置・支払いのすべてが完了していることをさします。)ただし、導入予定の製品が品薄の状況であるなど補助事業者自らの責めに帰することのできない事由が発生したときは、**補助事業期間延期願出書**(第13号様式)により、理事長が認める場合は、令和2年12月31日(木)まで延長することができます。

■**交付決定後に、事業内容を変更することは、できません。**

交付決定額の範囲内で事業を実施してください。

(交付決定後は、「事業計画書」の「支出品目」から追加することはできません)

申請事業内容の範囲内であれば、予定していた商品が入手できない時など、同等商品の購入も可能で、各経費の増減(数量の増減、単価の増減)は、可能となります。

ただし、交付決定額を超えることはできません。

一部が入手できず、その事業項目を取り消すことは可能です。それに伴い交付決定額も減額となります。また、一部取り消しによる、事業内容の項目を追加することはできません。

■**やむを得ず事業を取りやめる場合は、ご一報のうえ、速やかに事業中止(廃止)届出書を提出してください。**

■**実績報告書は、事業完了後30日以内に郵送にて提出してください。最終の受付日は、令和2年12月15日(火)(消印有効)です。それ以降の提出となった場合は、事業完了後30日以内でも補助金の交付は行いません。**

ただし、第2条 III 補助事業期間に定める**補助事業期間延期願出書(第13号様式)**により、**理事長が認める場合は、令和3年1月18日(月)(消印有効)まで実績報告書の提出を延長することができます。**

■**本事業の収支に関する帳簿、領収書等の関係書類は、整理の上 令和8年3月31日まで保管する必要があります。**

■**本事業により取得又は効用の増加した財産で50万円以上のものについては、理事長の承認を受けないうで補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。ただし、事業実施者が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は耐用年数を経過した場合はこの限りではありません。**

■**補助金の支払後、提出書類の記載事項に虚偽が判明した場合は、補助金を返還していただきます。書類の内容を確認するために現地調査を行う場合があります。**